

「令和7年度税制改正に関する提言」の解説

公益財団法人 全国法人会総連合

目次

はじめに

I. 税・財政改革のあり方	1
II. 経済活性化と中小企業対策	7
III. 地方のあり方	10
IV. 震災復興等	12
V. その他	13

《はじめに》

令和7年度税制改正の提言では、日本銀行が17年ぶりに金利を引き上げて量的緩和を解除し、「金利のある世界」が到来したことで、日本経済がようやく正常化に向けて歩み出したと指摘しました。新型コロナウイルス禍もほぼ収束し、デフレからの完全脱却が視野に入る中で、政府の今後の経済・財政運営も経済正常化を見据えた転換が求められる局面を迎えたことを訴えました。

これまで政府はデフレからの脱却を目指し、異次元の金融緩和と積極的な財政出動を続けてきました。ゼロ金利やマイナス金利といった世界的にも異例な金融政策が講じられ、同時に財政出動で需要を喚起する経済・財政運営が展開されてきましたが、これからの日本経済はポストデフレに向けた新たな戦略が問われています。そこでは少子高齢化や人口減少に対応し、地域経済を支える中小企業の活性化も重要な課題として位置付ける必要があるのは言うまでもありません。

今回の提言はこうした問題意識の下で、財政健全化と中小企業の活性化を求めたのが最大の特徴です。財政健全化は財政危機の顕在化を未然に防止して日本経済の持続可能性を高め、将来世代にツケ回しをしないために現役世代が責任を果たすべきものです。さらには今後の大規模な自然災害などの発生に備え、機動的な財政出動の余地を残しておくためにも重要な取り組みと言えます。

中小企業は物価が上昇する中でも着実な賃上げを求められており、大変厳しい状況に直面しています。原材料費の値上がりなどを受けて適正なコスト転嫁を促し、中小企業の事業構造改革につながるような税財政上のきめ細かな支援が不可欠です。その上で中小企業が持つ技術を次世代に引き継ぐため、円滑な事業承継の推進も求めました。



本解説は、税制委員会の議論を踏まえて策定された提言の背景などについて、各会の役員・税制委員はじめ多くの方々に理解していただくよう、税制顧問の井伊重之がポイントを絞って執筆したものです。

I. 税・財政改革のあり方

コロナ禍収束でも「平時」に戻らない歳出構造

世界的に猛威をふるった新型コロナウイルス禍は、我が国の財政にも大きな影響を与えました。2020年度と21年度には大型の補正予算が編成され、年度を通じた歳出規模はそれまでの100兆円ペースから大きく膨らんで140兆円を超えました。国の緊急事態に際して思い切った財政措置を講じるのは当然ですが、提言ではコロナ禍が収束しても、歳出規模が「平時」には戻っていない歳出構造の問題点を指摘しました。

コロナ禍が収束した23年度も物価高対策の名目で電気・ガス代補助やガソリン補助を盛り込んだ経済対策が打ち出されるなど、歳出は約127兆円と高い水準で推移しました。これに伴い、税収で返済する必要のある普通国債の発行残高は、24年度末で1,105兆円に達する見通しです（資料Ⅰ参照）。そして国と地方を合わせた長期債務残高も本年3月で1,285兆円にのぼっています。

我が国ではリーマン・ショックや東日本大震災などの危機に対し、大型予算が編成されてきましたが、危機が去った後も歳出水準は高止まりする傾向が続いています。危機にあたって講じられた財政措置が形を変えながら、その後も継続される場合が多いからです。欧米でも危機に際しては特例的な歳出が組まれますが、その多くは年限が限られています。日本でもそうした厳格な財政ルールを確立すべきです。

基礎的財政収支（PB）が初めて黒字化する試算

政府は本年7月に改定した「中長期の経済財政に関する試算」で、国と地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）が25年度に黒字化を達成するとの見通しをまとめました（資料Ⅱ参照）。このPBとは国債に頼らず、税収などで社会保障費や公共事業費などの国の政策的な経費をどれだけ賄えるかを表わす指標です。この黒字が実現すれば、PBの黒字化を当面の財政再建目標として以来、初めてのことです。円安による輸出の増加などで企業業績が改善し、税収が大幅に増えたのが大きな要因です。今年1月の試算では、高

い経済成長を達成した場合でも、25年度のPBは1.1兆円の赤字になると見込んでいました。

これまでの提言でも政府に対し、まずはPBの黒字化を達成するように求めてきました。それが達成できる見通しとなったのは前進です。ただ、この黒字化試算は今年度の当初予算を基準とし、年度途中での補正予算の編成は考慮していません。経済対策で補正予算が組まれて追加の国債発行があれば、PBの黒字化は先送りされてしまうことになりかねません。

「金利のある世界」の到来で利払い費は増加

財政健全化目標として位置付けられてきたPBですが、これには過去の借金の利払い費は含まれていません。他の主要先進国における財政健全化目標はPBではなく、利払い費を含めた「財政収支」を重視しています。我が国でも今後は物価上昇に対応した日銀の追加利上げにより、金利が上昇する事態が想定されています。そうした中では利払い費の増加も見込まれており、提言では財政収支も盛り込んだ新たな財政再建目標を策定することを求めました。

財務省は24年度予算の利払い費の算出に使う想定金利を引き上げて1.9%としました。国債の想定金利は超低金利を背景に23年度まで7年連続で1.1%に据え置かれてきましたが、利上げを見据えて想定金利も変更されました。25年度の予算編成における想定金利はさらに2.1%に引き上げられ、元利払いに充てる国債費は過去最大となった24年度よりも7%増え、28兆9,000億円余りと見込んでいます。

こうした「金利のある世界」の到来により、今後は国債費が全体の予算を圧迫する事態も想定しておく必要があります。財務省の後年度影響試算によると、日銀の追加利上げによって25年度以降、長期金利が1%上昇し、国債発行額が28年度以降も27年度と同程度で推移した場合、利払い費は33年度に8.7兆円増加すると見込まれています（資料Ⅲ参照）。とくに長期金利は金融市場の動向で大きく変動する可能性があり、その影響を受ける利払い費の変動にも細心の注意が欠かせません。

中小企業に事務負担を強いる定額減税

本年6月からは岸田文雄首相が主導した定額減税が始まりました。これは物価高対策を名目として、総額3兆円超を投じて所得税と住民税を合わせて国民1人あたり4万円の負担軽減を図る措置です。今年の春闘では大幅な賃上げが実現しており、賃上げによる消費浮揚効果をさらに高めることも狙っています。

しかし、その仕組みは極めて複雑です。会社員の場合、今回の定額減税で給与から差し引かれる税額が減ります。所得税では本年6月から12月までの給与やボーナスから、天引きされる税額を減らすことになっています。ただし納税額が少なく、減税で引き切れない分は給付措置で対応するなど、所得や世帯人数などで減税期間や方法が異なります。また、減税額を給与明細に明記することも求められています。給与所得者に対する減税事務は事業者任せられており、中小企業にとっては重い負担です。

減税の開始が本年6月と遅れた影響もあり、その政策効果は限定的と指摘されています。物価高対策として支援措置を講じるのならば、国民一律の減税といった形ではなく、対象を限定した給付措置の方が即効性は高く、仕組みも容易です。与党内には物価高対策として来年度も定額減税の継続を求める声もありますが、提言では今回の複雑な仕組みによる定額減税は継続すべきではないと訴えました。

現役世代の負担が重い少子化対策の支援金

少子化対策の強化を盛り込んだ「改正こども・子育て支援法」が本年6月に成立しました。28年度までに児童手当の拡充などで年間3.6兆円を投じる「こども未来戦略 加速化プラン」（資料Ⅳ参照）を具体化するもので、政府が急速に進む少子化に危機感を強めて対策に乗り出した点は評価できますが、肝心の財源に問題があると言わざるを得ません。岸田政権は社会保障の歳出改革や医療保険に上乗せ徴収する「こども・子育て支援金」などで賄うとしています。ただ、高齢化に伴って社会保障費が拡大する中で、社会保障の歳出改革はどこまで可能なのでしょうか。具体的な方向性は示されておらず、安定財源の確保が達成できるかは不透明です。

何より問題なのは支援金制度です。企業や個人が負担する医療保険料に上乗せ徴収して1兆円規模の財源を確保するものですが、どうしても現役世代の負担が重くなるからです。また、この仕組みは受益と負担が結び付かず、社会保険の流用とも言える制度設計になっています。給料から天引きされる社会保険の枠組みを使うのは「隠れ増税」とも言えます。提言ではこうした点を厳しく指摘しました。

少子化対策は国を挙げて取り組むべき重要な課題です。その対策に必要な財源は、国民が等しく負担する消費税を考えるべきでしょう。消費税は社会保障に充てるために目的税化され、その一部はすでに少子化対策にも充てられています。確かに消費税増税には国民の反発も予想され、政府・与党にとっては難しいテーマです。ですが、少子化対策に正面から取り組むには、財源の論議から逃げることは許されません。消費税増税に対する国民の幅広い理解を得るには、歳出の効率化や行政の無駄の削減にも徹底的に取り組むことが前提となります。そうした国民的な幅広い議論を通じて少子化対策を考えなければなりません。

持続的な社会保障制度を確立するには

我が国では少子高齢化と人口減少が同時に進行しています。このままのペースで進めば、団塊ジュニア世代が年金受給年齢に達して高齢化人口がピークを迎える2040年の社会保障給付は、2025年度の約140兆円から約190兆円に急増すると試算されています（資料V参照）。とくに医療費は、医療技術の向上もあって大幅に増える見通しです。診療報酬の適正化や医療費の応能負担、介護保険の効率化などに取り組み、「中福祉・低負担」とされる社会保障を改革し、「中福祉・中負担」を実現しなければ、安定した制度として維持することはできません。一方で中小企業の成長を阻害する過度な社会保険料負担も避けるべきです。

公的年金制度の見直し論議も進んでいます。今夏に公表された5年に1度の年金財政検証によると、高齢者や女性の労働参加が進んで就労人口が増えたほか、年金積立金の市場運用が好調だったのを受け、5年前の検証結果よりも公的年金財政は改善しました。しかし、この検証結果で今後の年金財政を楽観視することはできません。

何より今回の結果は出生率の長期予測を中位推計で1.36としており、23年に1.20まで急落した足元の出生動向と開きがあるからです。実際の出生率が想定よりも下がれば、年金財政の悪化は避けられません。

働く人が増えたことで厚生年金の財政は改善しても基礎年金（国民年金）の財政悪化には歯止めがかからず、基礎年金の給付水準は今後も低下が見込まれています。高齢女性の低年金問題は今後、大きな社会問題になると懸念されています。基礎年金財政が悪化したのは、給付調整措置である「マクロ経済スライド」がデフレ下で機能しなかった要因も大きいと言えます。このため、提言では公的年金制度について、受益と負担のバランスや応能負担など幅広い観点で検討すべきだと求めました。

行政改革の推進と政治の信頼回復

これまでも提言では行政改革に関して厳しく指摘してきました。今回はチェックが甘いとされる国の基金事業や官民ファンドのあり方を取り上げました。複数年度にわたって事業を機動的に進めるのが基金の狙いですが、新型コロナウイルス禍の中で基金の乱立が目立ちました。基金の規模も20年度からの3年間で7倍に膨らみ、22年度末の残高は約1.7兆円にも達しました。いったん予算が計上されてしまうと、国会の審議を経ないで各省庁の裁量で自由に使える仕組みとなっており、その運用実態には無駄が多いと批判されてきました。

政府は昨年、152基金に基づく200事業の総点検に乗り出しました。その結果、15事業を廃止し、使う見込みのない約5,400億円を国庫に返納させることが決まりました。廃止される基金の中には、企業などへの補助は終了しているのに、管理費だけを払い続けていた無駄な事例も散見されました。今回の見直しを受け、これからの基金事業は原則10年以内の終了や具体的な成果目標の設定を義務付けることが決まりました。基金の運用は今後も適正化する必要があります。

一方、政治資金パーティーの裏金問題を受け、本年6月には改正政治資金規正法が成立しました。パーティー券購入者の公開基準額を「20万円超」から「5万円超」にまで引き下げ、議員本人に収

支報告の確認書を添付することなどが盛り込まれましたが、政策活動費の領収書などを10年後に公開するなど政治資金や用途の明確化にはほど遠い内容と言わざるを得ません。今回の裏金問題は政治に対する国民の信頼だけでなく、納税意識も損なう結果となりました。提言では政治不信の解消には、政治資金や歳費などに対する不断の見直しが不可欠であると強調しました。

デジタル化時代のインフラとしてのマイナンバー

政府によるマイナポイントの提供などでマイナンバーカードの交付率は大きく向上し、今年8月現在で80%を突破する水準にまで達しました。マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせた「マイナ保険証」の利用拡大に向け、今年12月には現行の健康保険証の新規交付が終了し、今年度末には運転免許証との一体化も予定されています。デジタル化時代の社会インフラとしてマイナンバーの活用を促すことで、行政事務の効率化を図りながら、国民の利便性向上に努めなければなりません。

マイナンバーカードをめぐるのは昨年相次いで発生した誤登録などの問題は、個人情報情報の漏洩に対する不安を増幅させる結果を招きました。マイナンバーカードが普及しても国民の利用が広がらなければ、本来の役割は果たせません。税務や社会保障など行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進するため、提言ではマイナンバーカードを通じて行政コストの削減規模などの具体的な効果を明示する必要性なども訴えました。

会計検査院が自治体によるマイナンバーの利用実績を調査したところ、22年度の情報照会は約3千万件に及びましたが、地方税や年金など特定分野に集中していました。マイナンバーを使って情報照会できる1,258種の手続きのうち、22年度は9割に及ぶ1,134種で使った自治体は1割未満にとどまりました。事務手順の煩雑さやマニュアル作成の遅れなどで利用が進まない事例があるとされています。自治体の職員にも活用方法を広く周知する必要があります。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

積極的な投資を促して自立的な経済成長を

経済の好循環を実現するには、継続的な賃上げで個人消費を高める一方、企業が将来に向けて積極的に設備投資を進める必要があります。とくに地域経済を支える中小企業の場合、生産性の向上が大きな経営課題と指摘されており、事務作業を含めた省力化やデジタル化の推進が不可欠です。このため、提言では中小企業投資促進税制の対象設備に「中古設備」を加えるなどの拡充を求めました。

少額減価償却資産の特例措置は、約66万社の中小企業が活用しているとされ、利用頻度が高くなっています。減価償却資産などに関する税務負担の軽減のほか、事務所や工場の効率化・生産性向上などにも広く寄与しています。ただ、最近ではパソコン価格も値上がりしているため、提言では特例措置の取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げ、損金算入額の上限（300万円）撤廃も盛り込みました。

また、中小企業の実産性や付加価値を向上させるには、社員に対する教育も重要な課題です。政府もリカレント（学び直し）教育などの補助に乗り出していますが、中小企業が役員や社員に対して実施する研修の高度化などについても積極的に支援することが必要でしょう。

「防衛的な賃上げ」を迫られる中小企業

今年の春闘は物価上昇を背景に大幅な賃上げで妥結しました。経団連が5月にまとめた今年の大企業の手賃上げ率は、5.58%の高い水準を記録しました。また、日本商工会議所が6月に発表した中小企業の手賃上げ率も3.62%と近年にない水準でした（資料Ⅵ参照）。賃上げが物価上昇率を上回らなければ、実質賃金はマイナスとなって個人消費の回復は期待できません。個人消費を活性化させるためにも今回の大幅な賃上げを一過性ではなく、官民を挙げて継続させることが重要です。

しかし、日本商工会議所の調査によれば、今年度手賃上げを予定する中小企業は全体の7割に達しますが、そのうち業績の好転や改

善を理由とした「前向きな賃上げ」が41%だったのに対し、業績の改善が見込めない中でも賃上げに踏み切る「防衛的な賃上げ」が59%にのびりました。これは深刻な人手不足などに対応し、人材の確保や定着を図るため、経営が厳しい中でもやむなく賃上げを決断する中小企業が多い現状を浮き彫りにしています。

提言では言及していませんが、今年の最低賃金は昨年比べて過去最高の51円（5.1%）も引き上げられ、全国加重平均は1,055円で決着しました。最低賃金の大幅な引き上げを目指す政府の方針を受けたものですが、経営が厳しい中小企業にとって強制力を持つ最低賃金の大幅な引き上げは極めて重い負担です。欧州では伝統工芸産業などは最低賃金が免除されるなどの例外規定もあります。最低賃金の引き上げは時代の流れですが、地域で独自技術などを持つ中小企業の生き残りを図るためにも、政府と自治体による手厚い経営支援が不可欠です。

中小企業の価格転嫁を促す取引適正化

原材料価格の高騰などで中小企業の先行き不透明感は強まっています。そうした中で着実な賃上げや最低賃金の大幅な引き上げを迫られる中小企業に対しては、賃上げ促進税制のさらなる拡充が必要です。また、賃上げ原資を確実に生み出すためにコスト増分の適正な価格転嫁も欠かせません。提言では中小企業庁や公正取引委員会が大手企業などの取引動向を監視し、下請けいじめなど不公正取引の排除を求めました。

すでに中小企業庁では「下請けGメン」を大幅に増員し、公正取引委員会も大手企業の優越的地位の濫用に厳しい目を光らせています。それでも大手企業が下請け法違反などで当局から勧告や指導を受ける事例が後を絶たないのは残念です。下請けにしわ寄せを強いる不適正な商慣行の是正に向けた意識改革は、産業界全体で取り組むことが大切です。

さらに提言では「パートナーシップ構築宣言」（資料Ⅶ参照）の重要性も強調しています。これは下請け企業などの取引先企業に対し、不合理な値引き交渉などをしないことを宣言したものです。サプライチェーンの上位に位置する大企業を始め、自らが発注者となる中堅企業なども参加しており、すでに宣言企業は5万社を超えて

います。宣言した企業は賃上げ時に優遇税制の適用対象となります。参加企業をさらに増やすためにも、そうしたインセンティブの充実が必要でしょう。

地域経済の担い手を次世代に引き継ぐ

我が国では高齢化の進行に伴い、中小企業経営者の高齢化も進んでいます。経営者年齢のピークは、この20年間で50歳代から60歳～70歳代へと上昇しました。経営者が高齢化する中で後継者難に悩む中小企業は多く、日本政策金融公庫総合研究所の調査では、廃業を予定している中小企業のうち、約3割が「後継者不在」を理由にあげています。地域経済の担い手である中小企業の円滑な事業承継を促すことは、企業理念や技術を次世代に引き継ぐだけでなく、地域における雇用の受け皿やサプライチェーン(部品供給網)の確保にもつながる重要な課題です。

提言では引き続き事業用資産を一般資産と切り離した欧州並みの制度を創設するように求めたほか、取引相場のない株式に対する評価のあり方についても見直すように言及しました。中小企業が相続税の負担などで事業を円滑に承継できないような事態になっては、地域社会の活性化にも大きな支障となります。地方創生を推進する観点からも中小企業の事業承継は政府と自治体の協力が求められます。

事業承継税制では相続税・贈与税の納税猶予を認める特例措置もあり、後継者不在率は低下傾向を見せています。それでも民間信用調査会社の調べによると、後継者が見つからない後継者不在率は2023年で53.9%にのぼるなど、後継者難は依然として深刻です(資料Ⅷ参照)。このため、提言では特例措置の適用期限の延長なども盛り込みました。中小企業の間では制度の複雑さを指摘する声もあり、制度の周知徹底とともに使い勝手を高める工夫も必要です。

インボイスは事務負担軽減へ弾力的対応を

社会保障制度の安定財源確保と財政健全化に欠かせない消費税をめぐっては、法人会として単一税率が望ましいとの主張を踏襲し

ました。そして低所得者対策としてはマイナンバーなどを活用して「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であり、現行の軽減税率制度は中小企業の事務負担や税制の簡素化、そして税込確保など多くの面で問題があると引き続き指摘しています。

昨年10月に導入されたインボイス（適格請求書）制度についても、中小企業の事務負担が重くなったり、免税事業者が課税事業者との取引から排除されたりすることがないように「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応も求めました。とくに中小企業は電子帳簿保存法の改正に伴って電子データ保存の義務化に対応するなど事務負担コストは年々上がっています。こうした負担に対する配慮も欠かせません。

免税事業者が課税事業者に転換した場合、負担軽減措置の「2割特例」が3年間の時限措置として講じられました（資料Ⅸ参照）。政府はこの特例の周知を徹底し、適用対象となる事業者が特例をきちんと受けられるように対応することも重要です。その上でこの2割特例をはじめとした経過措置が本当に事業者の負担軽減につながっているかを検証しながら、必要に応じてその見直しなども柔軟に検討すべきでしょう。

Ⅲ. 地方のあり方

東京一極集中の是正と地方創生の推進

国立社会保障・人口問題研究所の「2050年までの地域別の将来推計人口」によると、20年から25年にかけて46道府県で人口が減り、東京も40年をピークに人口が減少に転じると予測しました。そして50年に日本の人口は1億人超に減り、20年と比べた人口は11県で3割以上減少するとしています（資料Ⅹ参照）。これからは急速な人口減少を前提にした社会・経済システムの再構築を急がなければなりません。

過疎化が進む地域では、消防団の団員確保が困難になるなど社会活動にも影響が出ています。橋や道路などインフラが老朽化する中で、点検や修繕にあたる専門職員の不足も顕在化しています。市区町村を1つの単位で運営する介護保険制度では、高齢化の進行で給付費も膨らんでいます。人口減少が加速すれば、介護保険料が大き

く上昇する恐れもあります。

こうした中では東京一極集中の是正が急務です。地方から東京などへの人口流入を抑制するには、それぞれの地方がデジタル化などを通じて魅力ある地域づくりに取り組むだけでなく、地方への本社機能移転などを促して働く場所を確保することも重要です。政府は地方創生を進める観点からも税財政上の支援策を講じる必要があります。

課題が山積するふるさと納税制度

今回の提言では「ふるさと納税制度」についても問題提起しています。昨年度の納税額が初めて1兆円の大台を突破するなど、利用者は着実に増えています（資料Ⅺ参照）。ですが、自治体間の過度な返礼品競争に加え、寄付総額の半分が返礼品の調達や仲介サイトに支払う手数料に充てられるなど、多くの問題を抱えたままです。総務省は来年10月から仲介サイトによるポイント付与の禁止を決めましたが、これでふるさと納税制度が抱える矛盾を解消できるわけではありません。

ふるさと納税制度は「故郷への恩返し」や「応援したい自治体に寄付をする」というのが本来の趣旨です。しかし、現在は官製通販の様相を見せていて、その寄付先は人気が高い特産品を持つ自治体に集中しています。一方で利用者が多い都市部の地方税収が流出し、学校建設を含めて住民サービスに支障が出かねない状況です。さらに高所得者ほど利用できる金額が大きく、節税の手段になっているとも指摘されています。本提言で制度設計の見直しを求めたのは、こうした多くの問題があるからです。

そもそも住民税とは居住自治体における自治会費のような性格があり、それを他の自治体に寄付の形で納税するのは地方税の原則から逸脱しています。「地域の活性化に役立つ」との声もありますが、一部の自治体だけが恩恵を享受する現在の仕組みが公平と言えるでしょうか。高所得者による寄付額に上限を設定するほか、寄付先を出身自治体に限定したり、手数料を減らして自治体が受け取る寄付額を増やしたりするなどの抜本的な見直しが急務です。

「コロナ交付金」で改善した地方財政の課題

提言では言及していませんが、新型コロナウイルス禍で借金を大きく増やした国に対し、地方自治体の財政は改善しました。自治体の借金である地方債の残高は減少する一方、貯金に相当する積立金は過去最高となりました。政府はコロナ禍に対応して大規模な補正予算を相次いで編成し、そのうち自治体に配分した地方創生臨時交付金（コロナ交付金）は20年度からの3年間で約18兆円が予算計上されました。この交付金が国と地方の財政収支に大きな影響を与えました。

本年3月末における国債残高は1,053兆円と前年度末より約26兆円増えましたが、地方債の残高は136兆円と1年前に比べて4兆円減少しました（資料Ⅺ参照）。また、自治体の積立金残高も22年度末で過去最高となる27.6兆円を記録しました。この積立金残高は3年前より4.7兆円増加しており、全自治体の85%で増えています。自治体が自らの財源で手掛けるべき事業について、コロナ交付金を活用したことで財源が浮き、自治体の財政が改善した格好です。

総務省の地方財政審議会が本年5月にまとめた「地方税財政改革に関する意見書」によると、日銀の追加利上げに伴い、長期金利が上昇して債務が膨張するリスクを踏まえ、「巨額な地方債務の着実な縮減に取り組む必要がある」と指摘しています。地方の債務残高は減少傾向を示していますが、それはコロナ交付金による影響が大きく、自治体の自助努力によるものとは言えません。国だけでなく、地方も引き続き財政健全化に向けた取り組みを加速させる必要があります。

IV. 震災復興等

政策効果の検証と予算執行の効率化

政府は東日本大震災からの復興について、21年度からの5年間で「第2期復興・創生期間」とし、復興を推進する構えです。政府は復興基本方針で、復興事業を「25年度に役割を全うさせること

を目指す」としており、すでにインフラ整備などは事業をほぼ完了しています。これからは持続可能な活力ある地域づくりなどが課題とされています。

東京電力の福島第1原発事故に伴い、福島県では今でも「避難指示等地域」などの地域が残されています。政府も原発事故に伴う復興事業については26年度以降も継続する方針を示しています。福島県の原子力災害被災地域では復興の途上にあることを忘れず、地域産業の復興を含めて被災地に寄り添った支援が欠かせません。

その一方で大震災や原発事故から13年が経過し、提言では復興予算についても聖域とはせず、政策効果の検証と効率的な執行を求めました。今年1月には能登半島地震が発生して大きな被害が生じるなど、近年は地震や台風などによる大規模災害が頻発しています。そうした事態に備えた防災・減災対策の重要性が高まっていますが、効率的な予算の配分と執行が必要なことには変わりはありません。

V. その他

中小企業の負担に配慮した炭素課金を

政府は2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現に向け、30年度の排出量を13年度に比べて46%削減するとの目標を国際公約しています。この達成に向け、政府は「グリーン・トランスフォーメーション（GX）実行計画」を策定し、10年間で20兆円を発行するGX経済移行債を呼び水にして、民間に対して130兆円の脱炭素投資を促し、脱炭素と経済活性化の両立を目指しています。

このGX債の償還財源を確保するため、政府は企業の温室効果ガスの排出に対するカーボンプライシング（炭素課金）の導入も予定しています。その具体的な制度設計が進められていますが、GX債の発行額は今後、増えることも予想されています。脱炭素化に向けて重油からガスなどへのエネルギー転換には、多額の設備費用がかかります。このため、提言では中小企業に対するカーボンプライシング導入にあたっては、経営体力にも配慮して過度な負担増は避ける制度設計を求めました。

政府はエネルギー政策の指針となる「エネルギー基本計画」の改

定作業を進めています。そこでは40年の新たな電源構成目標を盛り込む予定ですが、今後は人工知能（AI）の利用拡大やデータセンターの急増で、電力需要は大幅に伸びると見込まれています。電力需要の増加に対応しながら、脱炭素の取り組みも加速させる必要があります。多様な電源を確保することでエネルギー安全保障にも目を配った新たなエネルギー基本計画の策定が欠かせません。

《参考資料》

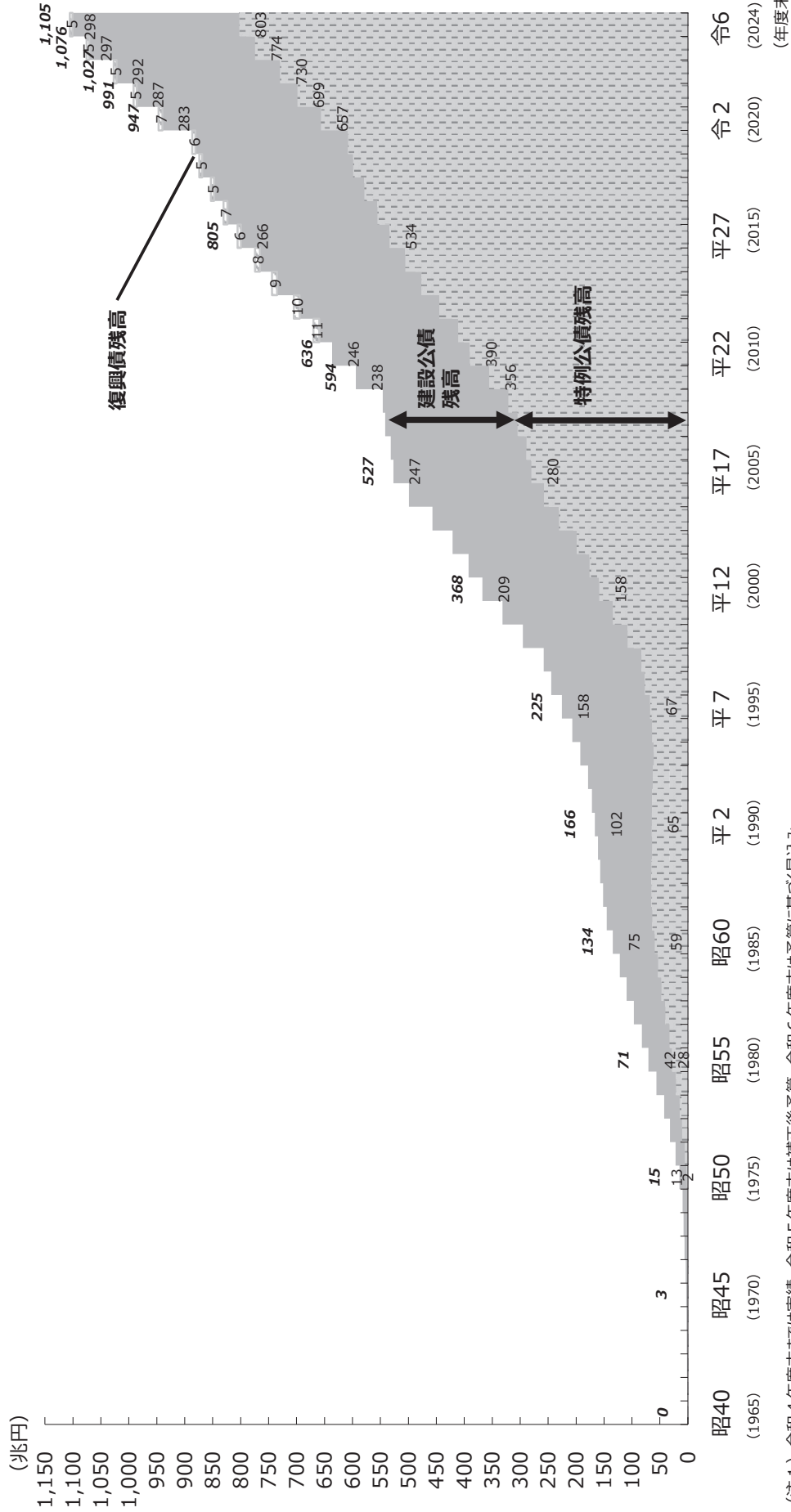
- I. 普通国債残高の累増
- II. 中長期の経済財政に関する試算
- III. 金利上昇による利払い費への影響について
- IV. 「こども未来戦略 加速化プラン」財源の基本骨格イメージ
- V. 社会保障給付費の見通し
- VI. 日本商工会議所の「中小企業の賃金改定に関する調査」①・②
- VII. パートナーシップ構築宣言の案内チラシ
- VIII. 帝国データバンクの「全国『後継者不在率』動向調査(2023年)」
- IX. 2割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）の概要
- X. 不均衡に進む人口減少
- XI. ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移(全国計)
- XII. 地方財政の借入金残高の状況

(注) 政府等公表の資料などから引用

資料 I

普通国債残高の累増

○ 普通国債残高は、累増の一途をたどり、令和6年度末には1,105兆円になると見込まれています。



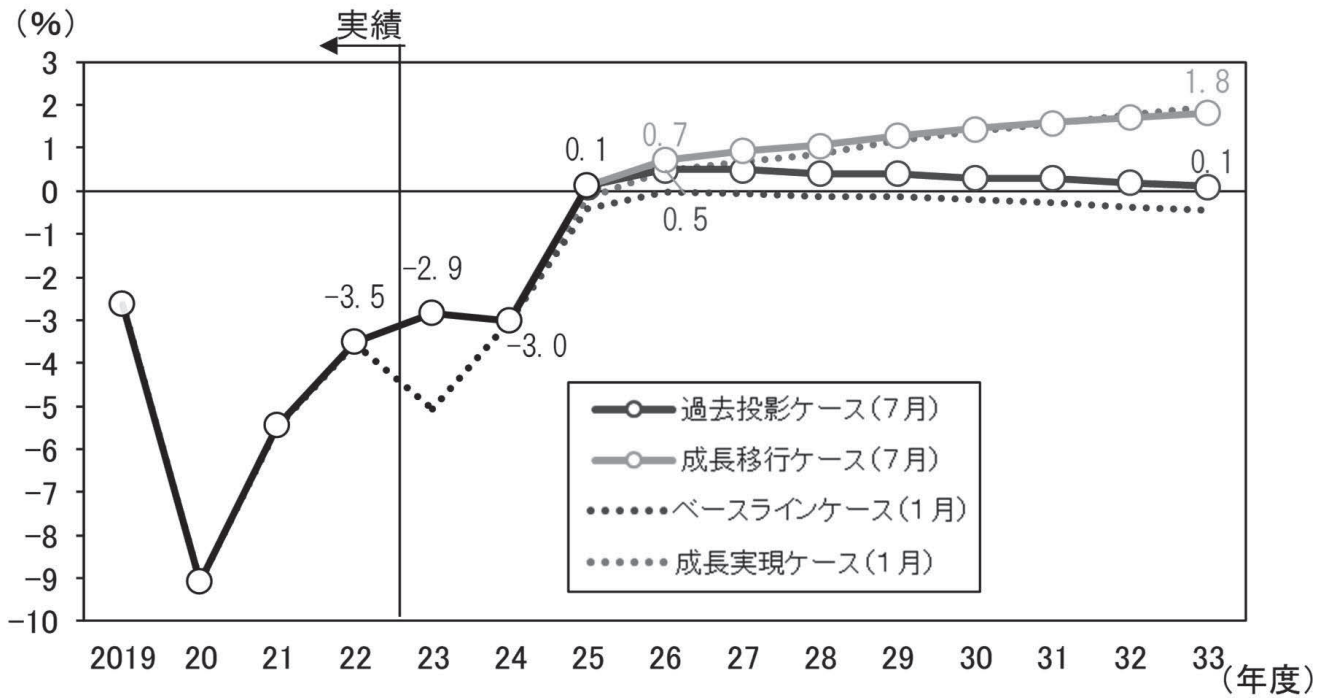
(注1) 令和4年度末までは実績、令和5年度末は補正後予算、令和6年度末は予算に基づき見込み。

(注2) 普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度の歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減額特別公債、年金特別公債、GX経済移行債及び子ども・子育て支援特別公債を含む。

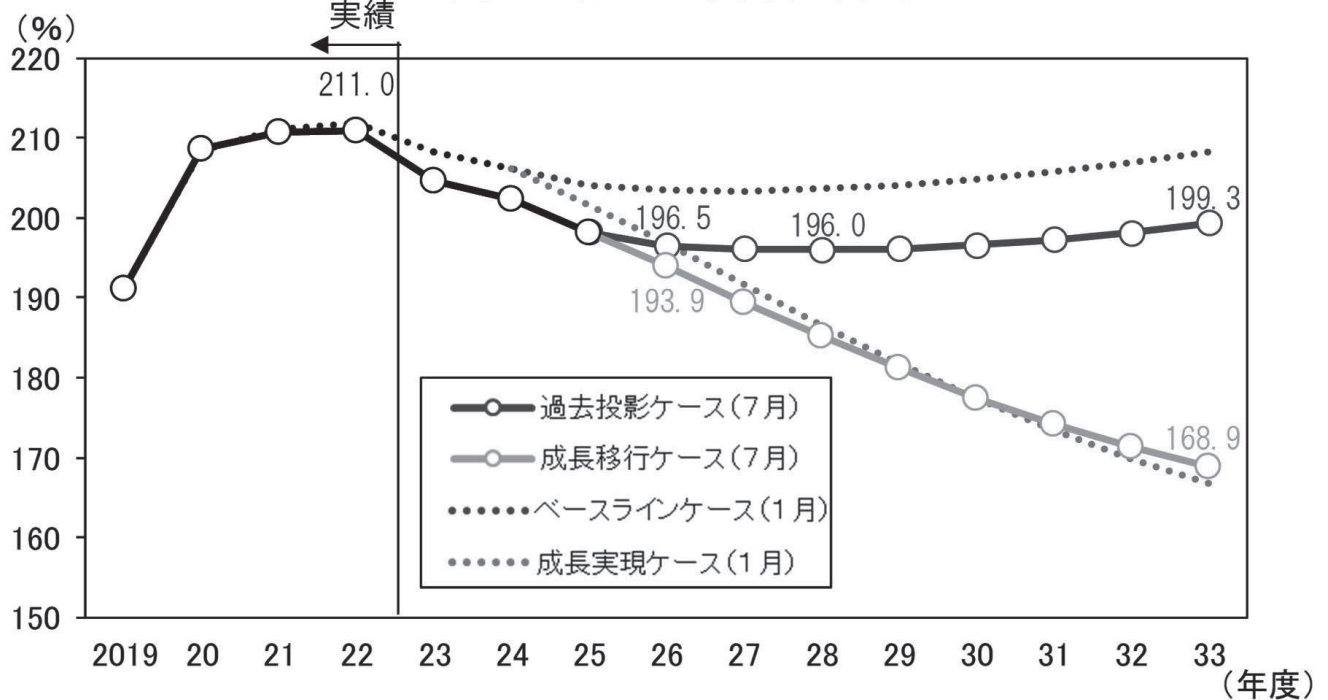
(注3) 令和6年度末の翌年度借換のための前倒償還限度額を除いた見込額は1,061兆円程度。

中長期の経済財政に関する試算

国・地方のPB対GDP比



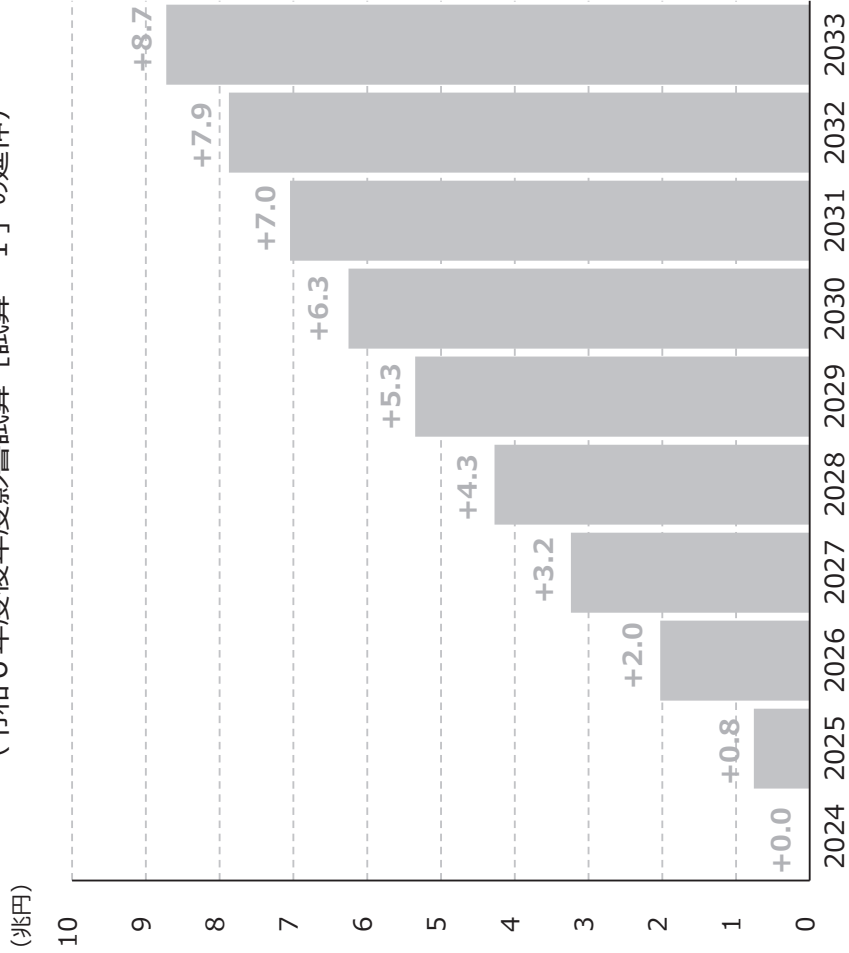
国・地方の公債等残高対GDP比



金利上昇による利払い費への影響について

- 令和6（2024）年度後年度影響試算の考え方に基つき、令和7（2025）年度以降金利が1%上昇した場合の利払費の増加幅を機械的に延伸すると、令和15（2033）年度の利払費の増額は+8.7兆円となる。

令和7年度以降金利が1%上昇した場合の利払費の増額の推移
（令和6年度後年度影響試算〔試算-1〕の延伸）



【令和6年度後年度影響試算の考え方】

- 一定の経済前提を仮置きした上で、令和6年度当初予算の制度・施策を前提として、その後3年間（令和7～9年度）の国の一般会計の姿を機械的に試算。
- 「試算-1」においては、令和6（2024）年度を予算積算金利、令和7（2025）年度以降をインプライド・フォワード・レート（市場に織り込まれた金利の将来予想）を加味した金利に設定。

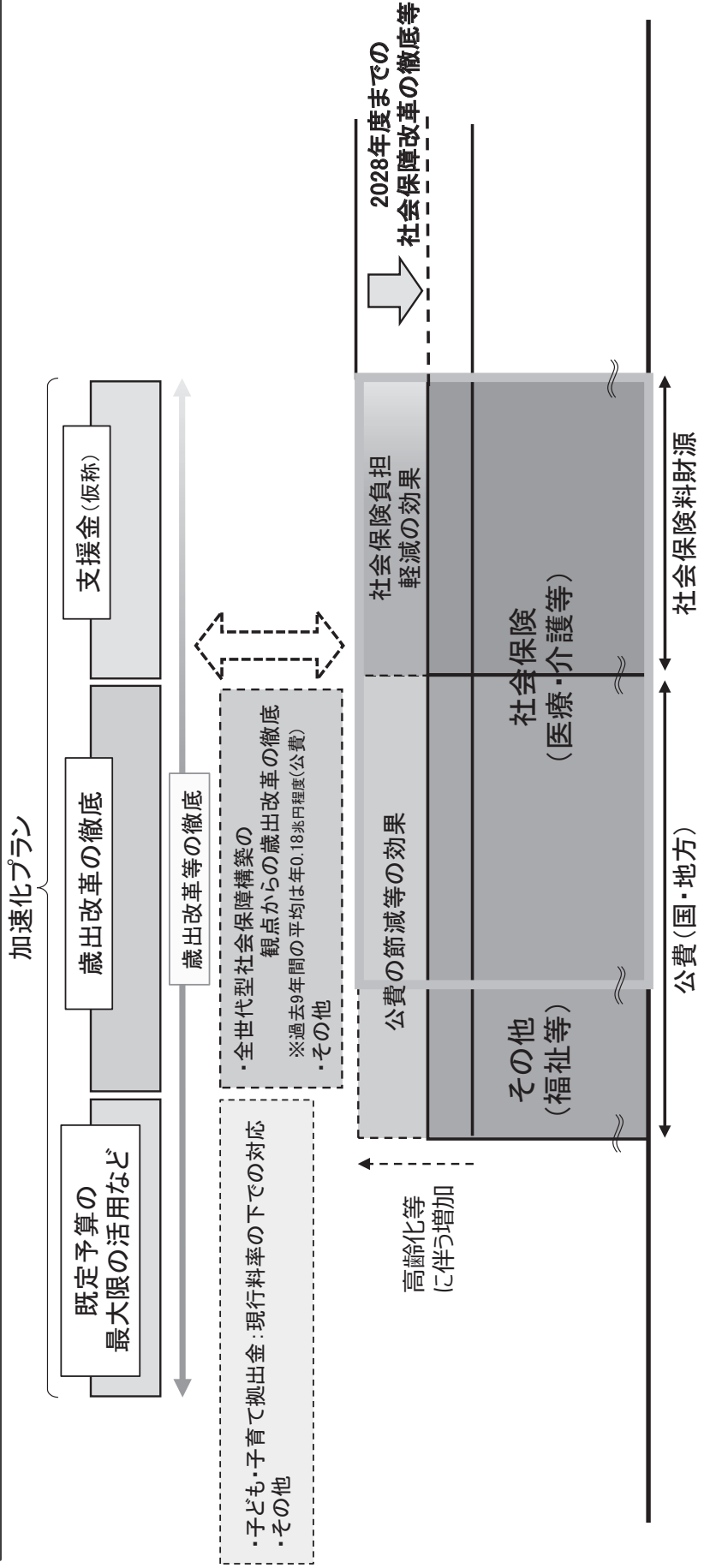
（注1）新規国債発行額は、令和10（2028）年度以降、令和9（2027）年度の額と同額で推移すると仮定。
（注2）令和6年度後年度影響試算では、債務償還費も含んだ国債費でストレステストを行っているが、上記の利払費はその内数。

「こども未来戦略 加速化プラン」財源の基本骨格イメージ

○ 「こども未来戦略方針」では、「加速化プラン」を支える財源の基本骨格として、

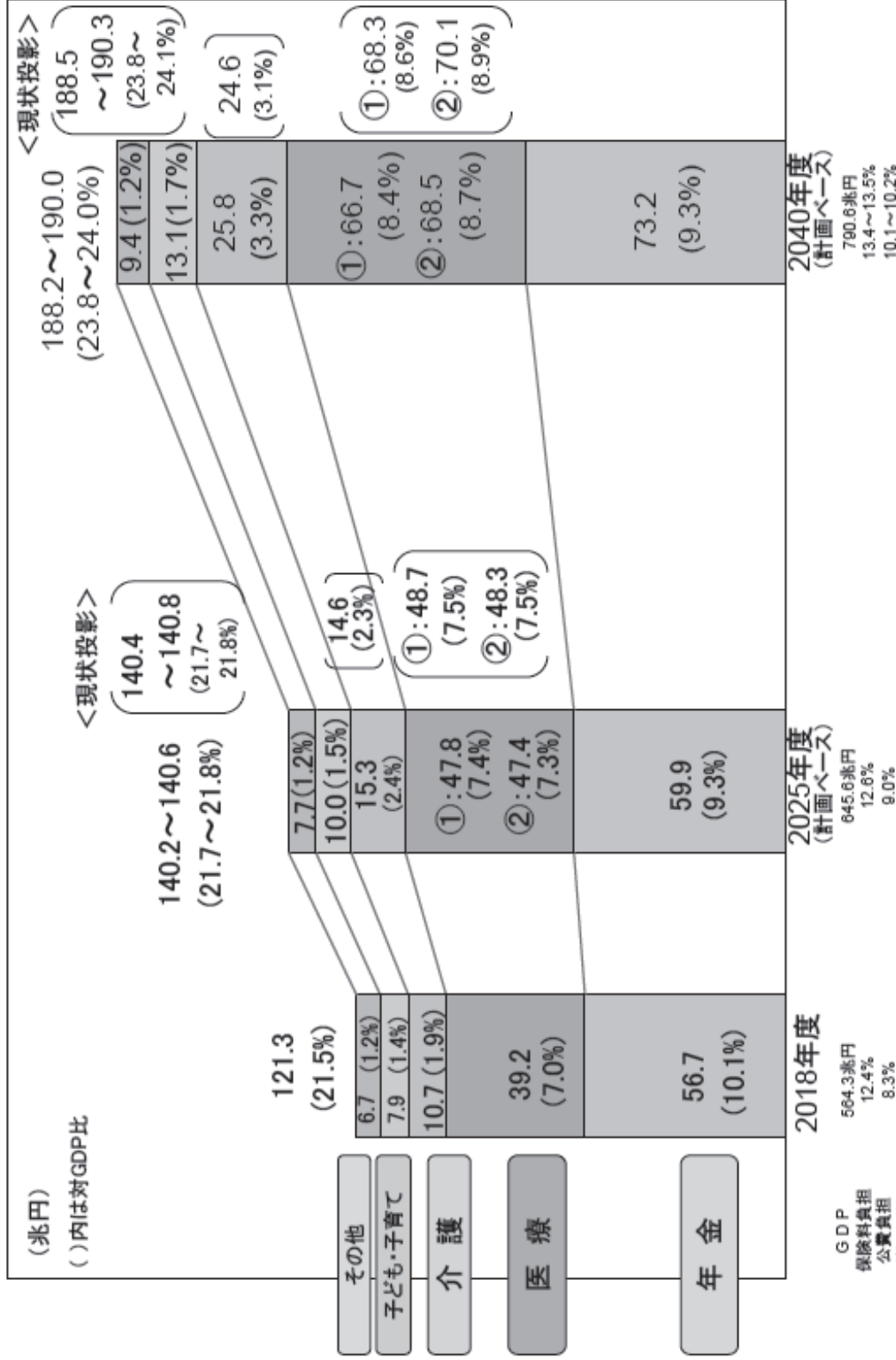
- ・ 徹底した歳出改革等を行い、それらによって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないことを目指す
- ・ 歳出改革等は、これまでと同様、全世代型社会保険を構築するとの観点から、歳出改革の取組みを徹底するほか、既定予算の最大限の活用などを行う
- ・ 歳出改革等による財源確保、経済社会の基盤強化を行う中で、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み（「支援金制度（仮称）」）を構築する

との方針が掲げられている。



社会保障給付費の見通し

2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)―概要―
(内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省 平成30年5月21日より)



(注1)医療については、単位の伸び率の仮定を2通り設定しており、給付費も2通り(①と②)示している。
 (注2)「計画ベース」は、地域医療構想に基づき(2025年度までの病床機能の分化・連携の推進、第3期医療費適正化計画による2023年度までの外来医療費の適正化効果、第7期介護保険事業計画による2025年度までのサービス量の見込みを基礎として計算し、それ以降の期間については、当該時点の年齢別別々の受診率等を基に機械的に計算。なお、介護保険事業計画において、地域医療構想の現実に向けたサービス量の整備の観点から介護保険給付等への転換分など、現段階で見通すことが困難な要素があること)に留意する必要がある。
 ※平成30年度予算ベースを見元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成30年1月)」等を踏まえて計算。なお、医療・介護費用の単位の伸び率については、社会保障・税一体改革論の試算の仮定を使用。

日本商工会議所の「中小企業の賃金改定に関する調査」①

- **正社員の「賃上げ額（月給）」**は加重平均で**9,662円**、「**賃上げ率**」は**3.62%**。
従業員数20人以下の企業では**8,801円**、**3.34%**。
- **「5%以上の賃上げ」**は**2割強**（全体：24.7%、20人以下：23.5%）、「**4%以上の賃上げ**」は**3割強**（全体：35.8%、20人以下：32.3%）

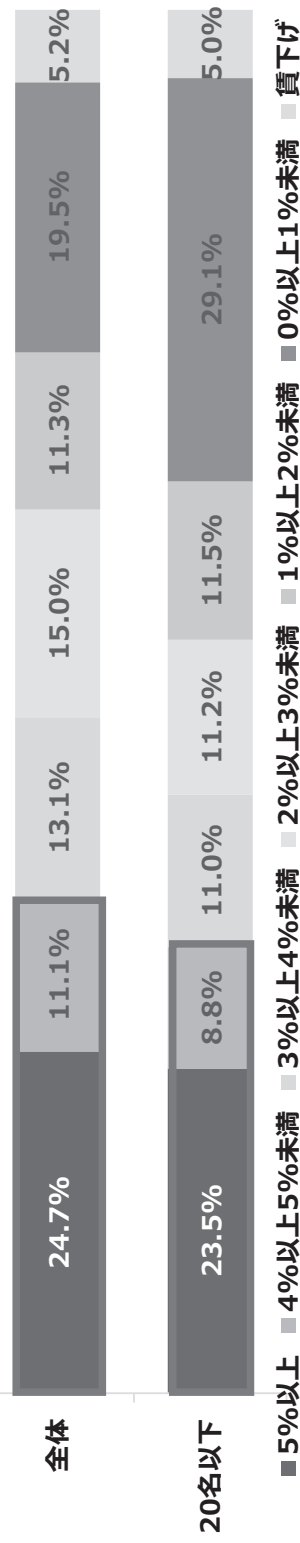
※2023年4月と2024年4月時点の毎月決まって支払う賃金（家族手当、時間外手当等は含まず）を比較し、加重平均で算出。
対象は両期間に在籍している正社員で、労働時間や雇用形態が変更となった方は除く。（1ページ参照）

【賃上げ額・率】 全体 n=1,586 20人以下 n=709

正社員（月給）	賃上げ額（加重平均）	賃上げ率（加重平均）
全体	9,662円	3.62%
20人以下	8,801円	3.34%

（参考）連合 2024春季生活闘争第5回回答集計：300名未満の企業の賃上げ額11,889円、賃上げ率4.66%（加重平均）
厚生労働省 令和5年賃金改定状況調査結果：一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率 2.5%（常用雇用者30人未満事業所）
（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

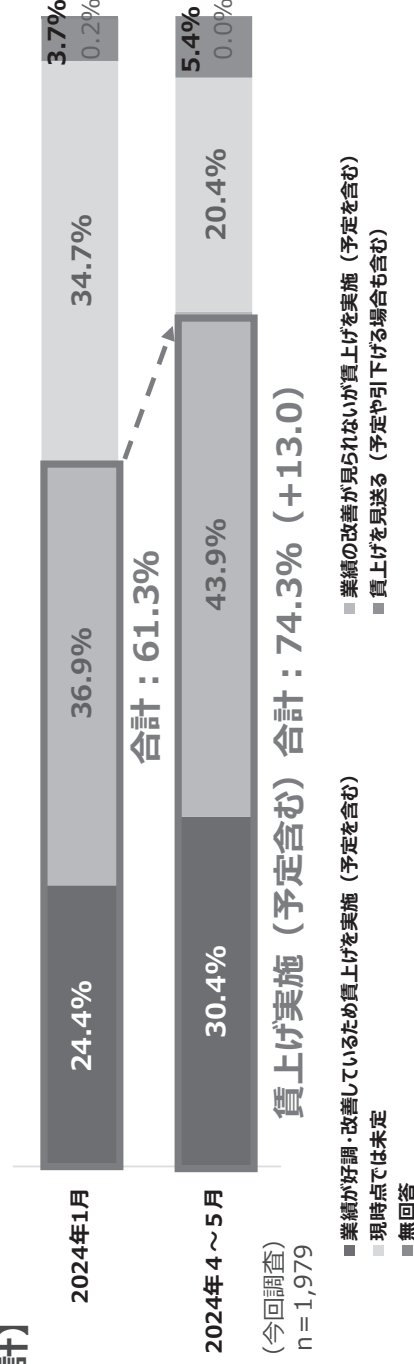
【賃上げ率（割合）】 全体 n=1,586 20人以下 n=709



日本商工会議所の「中小企業の賃金改定に関する調査」②

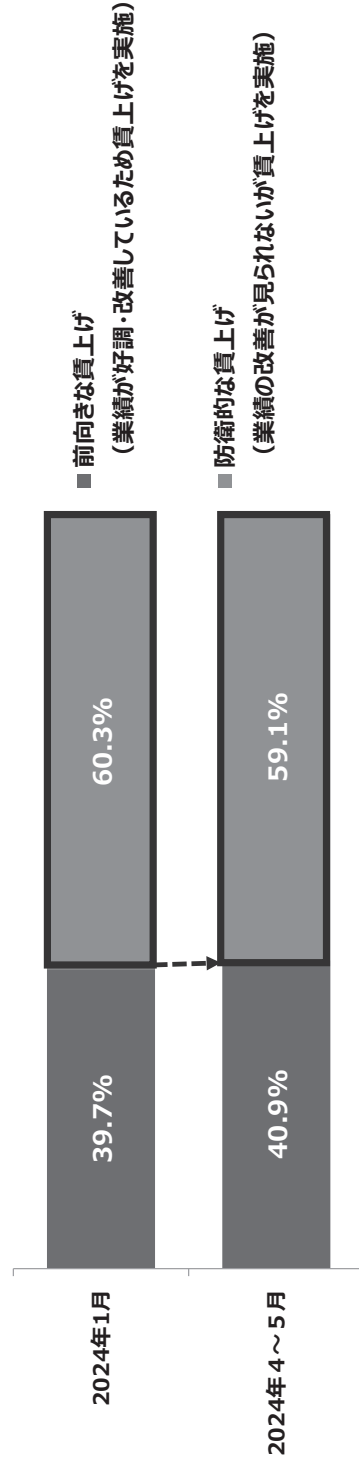
- 2024年度に「賃上げを実施（予定含む）」と回答した企業は74.3%と7割を超え、1月調査（61.3%）から13.0ポイント増。中小企業においても賃上げへの取組みが進む。
- うち「業績の改善がみられないが賃上げを実施予定」は59.1%。1月調査（60.3%）から1.2ポイント減少も、依然6割近くが「防衛的な賃上げ」。

【全体集計】



【賃上げ実施予定企業※を100とした場合の「前向きな賃上げ」と「防衛的な賃上げ」の割合】

※「業績が好調・改善しているため賃上げを実施（予定）」もしくは「業績の改善がみられないが賃上げを実施（予定）」と回答した企業



取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)

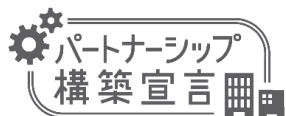
②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



＜ロゴマークに込められた思い＞
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688
提出先URL：<https://www.biz-partnership.jp>



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。

公益財団法人
全国中小企業振興機関協会

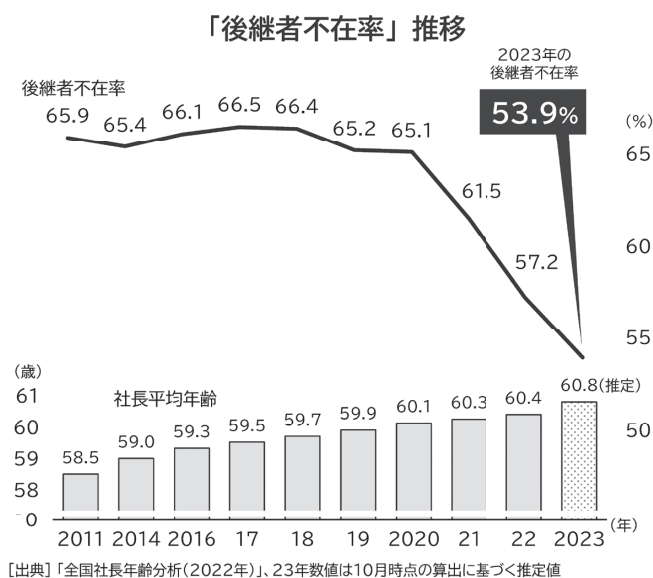


後継者「不在率」、過去最低 53.9%

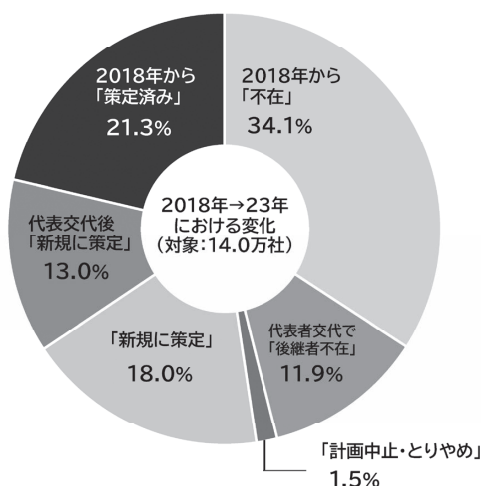
事業承継「内部昇格」が初のトップ、脱ファミリー加速

地域の経済や雇用を支える中小企業。しかし、近年は後継者が見つからないことで、事業が赤字でも廃業を選択する企業は多い。日本政策金融公庫の調査では、60歳以上の経営者のうち60%超が将来的な廃業を予定。このうち「後継者難」を理由とする廃業が約3割に迫る。

足元では後継者問題は急速な改善も見られる。ただ、事業承継中に発生した想定外の事態などで事業承継が円滑に進まない事例も多く、後継者「決定後」のサポートも欠かせない。



2018年→23年における「後継者」動向の変化



調査結果 (要旨)

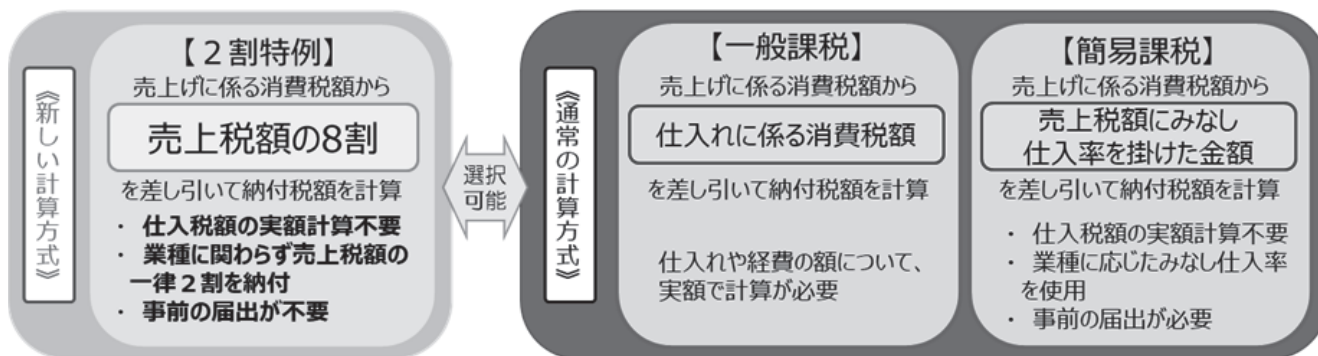
1. 後継者「不在率」、過去最低 53.9% 前年比 3.3pt 低下 後継者問題は改善傾向続く
2. 事業承継「適齢期」の60代は不在率40%割れ 都道府県では改善傾向に差異も鮮明
3. 事業承継、「内部昇格」が35.5%、就任経緯で初のトップ 「脱ファミリー」化加速
4. 後継者候補、「親族」「非同族」の割合が拡大 「ファミリー」承継は低下傾向

2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要

資料Ⅸ

- (1) インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額(課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額)とすることができます(いわゆる2割特例)(28改正法附則51の2①②)。

【計算イメージ】



- (2) 2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方が対象です。したがって、基準期間における課税売上高が1千万円を超える事業者の方、資本金1千万円以上の新設法人、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者の方等、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を1カ月又は3カ月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、2割特例の対象とはなりません。

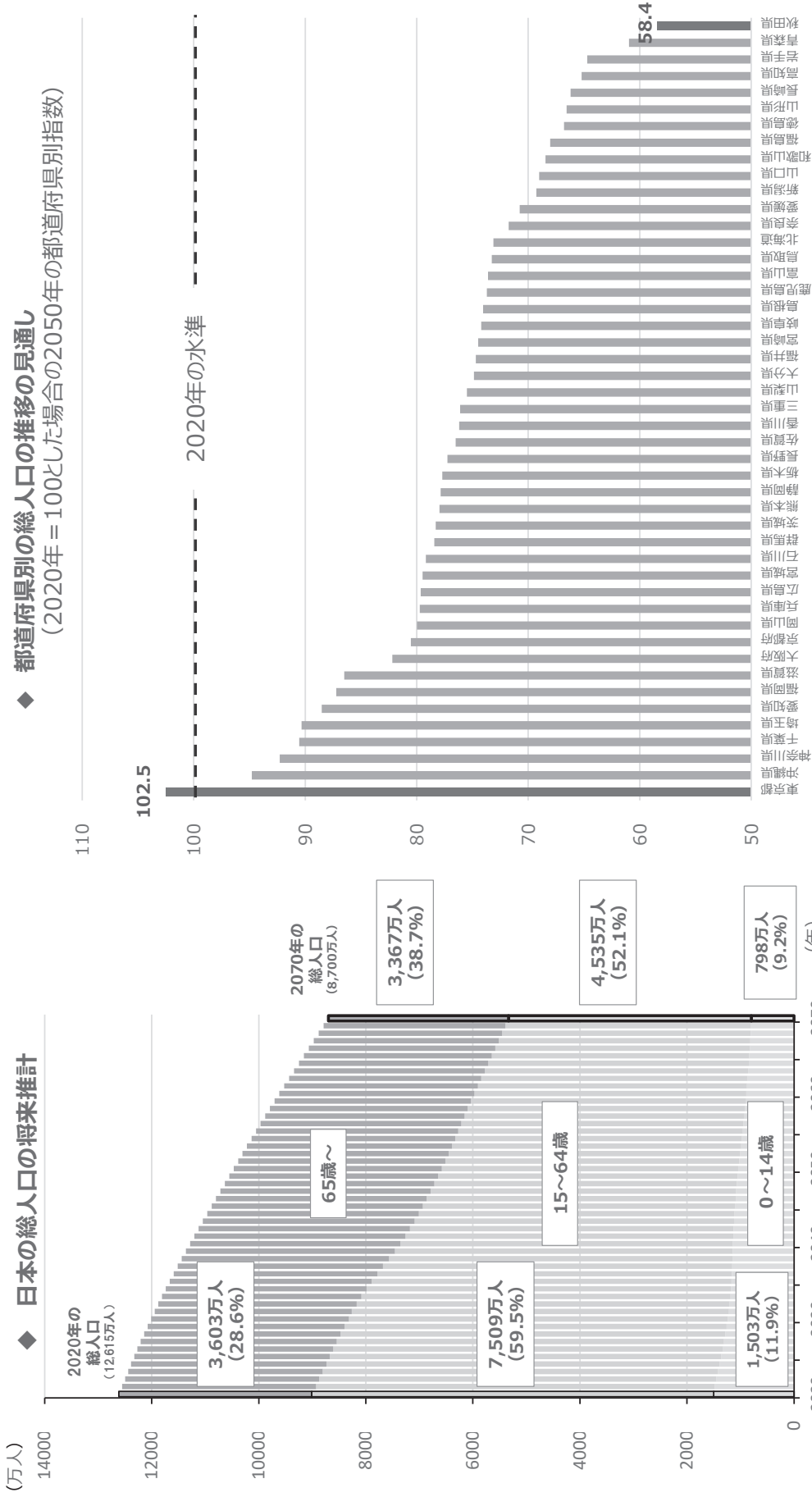
(注1) 「基準期間」とは、個人事業者の場合はその年の前々年、事業年度が1年である法人の場合はその事業年度の前々事業年度のことをいいます。

(注2) 「事業者免税点制度」とは、基準期間における課税売上高が1千万円以下であることにより事業者の納税義務が免除される制度のことをいいます(消法9①)。これにより、納税義務が免除される事業者を免税事業者といいます。

- (3) 2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります。

不均衡に進む人口減少

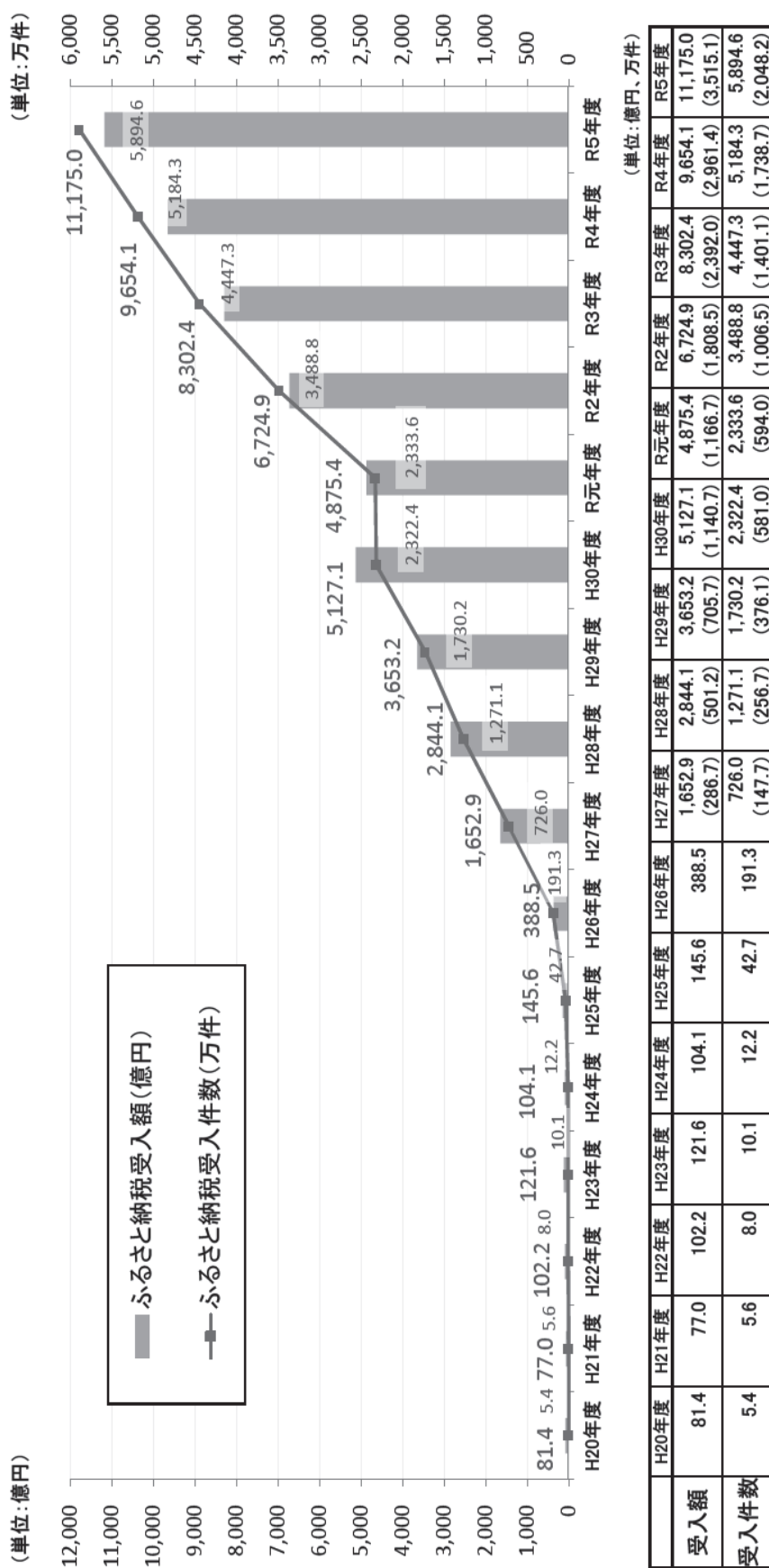
○ 今後日本で人口減少が進む中、生産年齢人口・年少人口の割合が縮小する。また、地方においてその減少具合が大きい。



(出所) 左図：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）、右図：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」
 (注) カッコ書きの計数は構成比

ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移(全国計)

- ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 令和5年度の実績は、約1兆1,175億円(対前年度比:約1.2倍)、約5,895万件(同:約1.1倍)。



※ 受入額及び受入件数については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している。
 ※ 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。
 ※ 表中()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績である。

